3　法第三十八条の四第一項の規定の適用を受けようとする同項の経営承継受贈者が同条第二項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第七十条の七第十七項の規定により提出する申請書には、次の各号に掲げる経営承継受贈者の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　前項第一号に掲げる経営承継受贈者　前条第三項第二号イ（⑴を除く。）に掲げる書類

二　前項第二号に掲げる経営承継受贈者　前条第三項第二号ロ（⑴を除く。）に掲げる書類

三　前項第三号に掲げる経営承継受贈者　前条第三項第二号ハ（⑴を除く。）に掲げる書類

4　令第二十九条の四第五項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

一　法第三十八条の四第三項第一号の譲渡又は贈与の後において、同号イの一人の者及び当該一人の者と租税特別措置法第七十条の七の二第二項第三号ハに規定する特別の関係がある者の有する法第三十八条の四第三項第一号の認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定承継会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える数を有することとなる場合における当該一人の者であること。

二　前号の譲渡又は贈与の後において、同号の一人の者が有する同号の認定承継会社の非上場株式等の議決権の数が、当該一人の者と同号の特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

三　第一号の譲渡又は贈与の後において、同号の一人の者（当該一人の者が持分の定めのある法人（医療法人を除く。）である場合には、当該法人の会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員その他これらに類する者で当該法人の経営に従事している者）が当該認定承継会社の代表権を有すること。

5　令第二十九条の四第六項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる経営承継相続人等の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　認定承継会社が法第三十八条の三第三項第一号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第三項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等　前条第八項第一号イに定める事項及び特例円滑化省令第二条第二項の様式第一（同条第一項第二号に係る部分に限る。）の記載事項

二　認定承継会社が法第三十八条の三第三項第二号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第三項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等　前条第八項第一号ロに定める事項及び特例円滑化省令第二条第二項の様式第一（同条第一項第二号に係る部分に限る。）の記載事項

三　認定承継会社が法第三十八条の三第三項第三号に掲げる場合に該当することにより法第三十八条の四第三項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等　前条第八項第一号ハに定める事項及び特例円滑化省令第二条第二項の様式第一（同条第一項第二号に係る部分に限る。）の記載事項

6　法第三十八条の四第三項の規定の適用を受けようとする同項の経営承継相続人等が同条第四項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第七十条の七の二第十七項の規定により提出する申請書には、次の各号に掲げる経営承継相続人等の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　前項第一号に掲げる経営承継相続人等　前条第八項第二号イ（⑴を除く。）に掲げる書類

二　前項第二号に掲げる経営承継相続人等　前条第八項第二号ロ（⑴を除く。）に掲げる書類

三　前項第三号に掲げる経営承継相続人等　前条第八項第二号ハ（⑴を除く。）に掲げる書類

7　前三項の規定は、令第二十九条の四第七項及び第八項において同条第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

第十四条の五　第十四条の三第八項の規定は、法第三十八条の五第一項又は第五項の個人が、同条第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定又は法第三十八条の五第五項の規定により読み替えられた租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

2　第十四条の三第十二項の規定は、法第三十八条の五第三項の個人が、同項の規定により読み替えられた租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

第十五条第一項を次のように改める。

法第三十九条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　東日本大震災により滅失した建物又は東日本大震災により損壊したため取り壊した建物の所有者　令第三十条第一項又は第二項第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類で同条第一項に規定する滅失建物等（以下この条において「滅失建物等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該滅失建物等の所在地の記載があるもの（当該登記に係る建物が令第三十条第三項第二号に該当する建物にあっては、当該書類及び同号に規定する証明に係る書類）

二　警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の所有者（前号に掲げる者を除く。）　同号に定める書類並びに当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が行われた日、当該警戒区域設定指示等が解除された日（当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。）及び法第三十九条第一項に規定する代替建物（次項第四号ハにおいて「代替建物」という。）の新築又は取得の日を明らかにする書類

第十五条第二項中「相続人又は」を「相続人若しくは」に改め、「若しくは分割承継法人」の下に「又は三親等内の親族」を加え、同項第三号中「東日本大震災により被害を受けた建物」を「滅失建物等」に改め、同項に次の一号を加える。

四　三親等内の親族　次に掲げる書類

イ　令第三十条第一項の証明を受けた者（以下この項において「滅失建物等所有者」という。）が、代替建物（住宅用の建物に限る。）の新築又は取得をすることができないことを明らかにする書類

ロ　戸籍の謄本その他の書類でその適用を受けようとする者が滅失建物等所有者の三親等内の親族であることを証する書類

ハ　滅失建物等が所在していた市町村（特別区を含む。）の市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を除く。ニにおいて同じ。）又は特別区の区長若しくは指定都市の区の区長から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写し又は消除された住民票の写しその他の書類で、平成二十三年三月十日（当該滅失建物等が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合にあっては、当該警戒区域設定指示等が行われた日の前日）においてその適用を受けようとする者が当該滅失建物等に当該滅失建物等所有者と同居していたことを証するもの

ニ　代替建物が所在する市町村（特別区を含む。）の市町村長又は特別区の区長若しくは指定都市の区の区長から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写しその他の書類で、その適用を受けようとする者が当該代替建物に当該滅失建物等所有者と同居する者であることを証するもの（前項の登記の申請の日までに当該滅失建物等所有者と同居していない場合にあっては、当該滅失建物等所有者と同居すると見込まれることを明らかにするもの）

第十五条第五項中「東日本大震災により被害を受けた」を「滅失建物等に該当する」に改め、「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第十六条中「令第三十一条の滅失建物等」の下に「（以下この条において「滅失建物等」という。）」を、「面積を明らかにする書類」の下に「（当該土地が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた滅失建物等に係る被災代替建物（同項に規定する被災代替建物をいう。以下この条において同じ。）の敷地の用に供される土地に該当する場合にあっては、当該書類及び当該土地の取得の日を明らかにする書類）」を加え、同条第一号中「（同項に規定する被災代替建物をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加え、「東日本大震災によりその所有していた建物に被害を受けた」を「滅失建物等の所有者であった」に、「当該建物」を「当該滅失建物等」に改める。